

# 資料編



資料 1

佐倉市地域福祉計画策定方針

1 計画の背景

佐倉市において、核家族化や少子・高齢化の進展、地域の相互扶助機能の弱体化により、地域住民相互の社会的つながりが希薄になるなど地域社会が変わりつつあります。

その反面、ボランティアやNPO法人などの活動も活発化し、社会福祉を通じて新たなコミュニティを形成するなどの動きも見られます。

また、従来の行政サービスを中心にした仕組みでは、住民の多様な福祉ニーズや必要とされる福祉サービスの量に対応できない状況となっています。

これからは、個人の尊厳を重視し、対等平等の考えに基づき、地域住民すべてにとっての社会福祉として、かつ、地域住民すべてで支える社会福祉に変わっていかねばなりません。そのためには社会福祉に対しての地域住民の理解と協力、つまり地域住民の参加と行動が不可欠です。

佐倉市地域福祉計画（以下「計画」という。）は、このような状況を解決するために第3次佐倉市総合計画に定める「豊かな自然を引き継ぐ、環境と調和したまち」、「個性ある生活圏が連携した、生き生きと暮らせるまち」、「市民がつくる、活力にみちたまち」の基本理念に基づき、市民と行政とが協働で策定する計画です。

2 計画の目的

計画は、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者が、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常社会を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進を図ることを目的とします。

3 計画の位置づけ

計画は、第3次佐倉市総合計画の施策と他の福祉関係計画の共通理念を結びつけるとともに、横断的な視点から地域福祉を推進していくための計画です。そのため、計画は他の福祉関係計画の上位計画となります。

4 地域福祉推進の理念

計画の目的である地域福祉の推進のためには、その基本理念として、1)市民の参加、2)共に生きる社会づくり、3)男女平等参画、4)福祉文化の創造の4つが重要です。

1)市民の参加

すべての地域住民が地域社会の一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が必要です。そのためには、生活課題を持つ人自身が権

利の追求をするだけでなく、他の地域住民がそれを当然のこととして受け入れることが重要です。また、地域福祉の推進は、地域住民が相互に協力し合うことと主体的に取り組むという2つの義務を果たすことも重要です。

## 2) 共に生きる社会づくり

地域の福祉においては、差異や多様性を認め合う地域住民の相互協力が必要不可欠であることから、例えば貧困や失業に陥った人々、障害を有する人々、ホームレスの状態にある人々を特別視し、社会的に排除するのではなく、地域社会への参加と参画を促し、社会に統合することが重要です。

また、様々な権利侵害に対して、権利擁護に地域全体で取り組む活動も重要です。

## 3) 男女平等参画

男女が、社会の対等な構成員として認め合い理解し合うことから、政治、経済、社会、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるとともに、それらの利益を享受することができるように、また男女が共に責任を担うようにすることが大切です。そのためには、男女が共に生活の基盤である地域社会の生活課題に着目し、その解決に取り組むこと、そして共に地域の諸活動に参画していくことが重要です。

## 4) 福祉文化の創造

地域住民が地域福祉の活動に参加することで、地域ごとの生活に根ざした社会活動の積み重ねにより、その特性にあった福祉活動が展開されることが予想されます。行政圏域での統一的な福祉活動の推進又はその反対に福祉活動を分断するといったことではなく、地域の状況や実情に応じて柔軟に対応することにより、地域の主体的な取組が実施されて福祉文化の創造につながっていくものと考えられます。また、権利を行使することと責任を果たすことが分権の趣旨であることから、地域住民一人ひとりが地域の自主的な活動に参画していくことが重要です。

## 5 計画の内容

### (1) 計画に含める内容は、次のとおりとします。

地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関すること  
地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関すること  
地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関すること

### (2) 次の内容については、可能な限り計画に含めることとします。

地域住民相互の連帯とすべての人に地域社会への参画を促す「共に生きる社会づくり」に関すること。

地域の福祉力（ちから）を活かすためのネットワーク・施策づくりに関するこ

と。

生活支援・相談・権利擁護に関すること。

福祉及び生活関連の様々な分野を調整・組立・支援する仕組みづくりに関する  
こと。

情報が容易に入手できる仕組みづくりに関すること。

施策の評価と見直しに関すること。

計画の進行管理に関すること。

## 6 計画の策定期間

計画の策定期間は、平成18年3月から平成19年6月までを目標とします。

## 7 計画の期間

計画の期間は、平成20年度から平成22年度までの3年間とします。

## 8 計画の策定方法

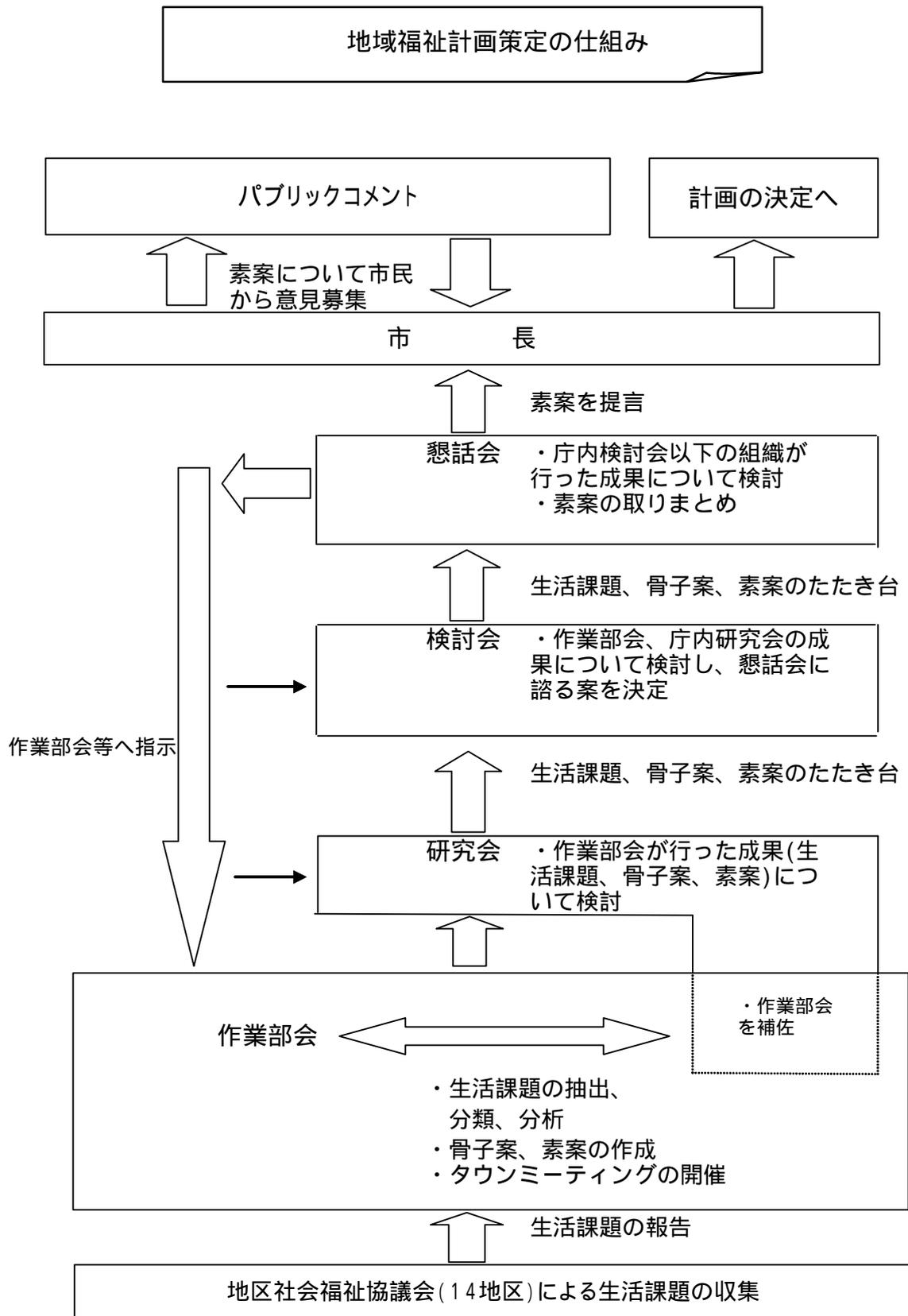
計画の策定にあたっては、佐倉市地域福祉計画策定懇話会（市民15名）が計画素案をまとめて市長に提言し、それを受けた市長がパブリックコメントを経てから計画を決定し公表するものとします。

佐倉市地域福祉計画策定懇話会の下部組織として、佐倉市地域福祉計画策定検討会（庁内関係部課長）、佐倉市地域福祉計画策定研究会（庁内関係課職員）及び佐倉市地域福祉計画策定作業部会（市民30名）を設置して市民と行政が協働で計画素案をまとめていきます。

各組織の役割と関係については別紙「地域福祉計画策定の仕組み」のとおりとします。

上記組織が計画素案をまとめるにあたっては、住民座談会の開催、ヒアリング調査及びアンケート調査などによる生活課題の抽出 骨子案の起草 骨子案のタウンミーティング 素案の起草という手順で行い、市民の意見を十分に反映させるものとします。

別紙



資料 2

佐倉市地域福祉計画策定懇話会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法第107条に規定する地域福祉計画の策定に関し、市民及び社会福祉関係者の意見を反映させるため、佐倉市地域福祉計画策定懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 佐倉市地域福祉計画について検討し、素案をまとめて市長に提言すること。
- (2) その他懇話会の設置目的を達成するために必要なこと。

(懇話会の組織)

第3条 懇話会の委員は15人以内で組織し、別表に掲げる者をもって市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から地域福祉計画が公表される日までとする。

- 2 委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(懇話会の会議)

第6条 懇話会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要と認めるときは、会議に関係者及び関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年1月13日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、地域福祉計画が公表された日をもって、その効力を失う。

別表

No	カテゴリー	人数
1	学識経験者	1名
2	社会福祉事業経営者・従事者	2名
3	医療関係者	1名
4	農協・生協等組合関係者	1名
5	社会福祉協議会	1名
6	男女平等参画・女性団体関係者	1名
7	ボランティア団体関係者	1名
8	教育関係者	1名
9	民生委員・児童委員協議会	1名
10	自治会・町内会関係者	1名
11	商工会議所関係者	1名
12	要支援者の団体関係者	1名
13	市民公募	2名

資料 3

佐倉市地域福祉計画策定作業部会設置要綱

(設置)

第1条 佐倉市地域福祉計画策定懇話会が行う素案策定に先立ち、生活課題の抽出、分析等の基礎的作業を行うため、佐倉市地域福祉計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、以下の用語を定義する。

- (1) 「素案」とは、佐倉市地域福祉計画策定懇話会が市長に提言する佐倉市地域福祉計画の素案をいう。
- (2) 「骨子案」とは、素案を作成する前の段階の案をいう。

(所掌事項)

第3条 作業部会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 骨子案および素案作成の基礎作業として、地域における生活課題の抽出、分析その他必要な調査を行うこと。
- (2) 前号の作業をもとに骨子案及び素案の作成作業をすること。
- (3) その他作業部会の設置目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第4条 作業部会は、部会員30人以内で組織し、別表に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第5条 部会員の任期は、委嘱の日から地域福祉計画が公表される日までとする。

- 2 部会員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(作業部会の会長及び副会長)

第6条 作業部会に会長及び副会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、作業部会を代表し会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長を欠いたときは、その職務を代理する。

(作業部会の会議)

第7条 作業部会は会長が招集する。

- 2 会長は、作業部会に分科会を設けることができる。
- 3 会長は、必要に応じて会議に関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

( 庶務 )

第 8 条 作業部会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

( 補則 )

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、作業部会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

( 施行期日 )

1 この要綱は、平成 1 8 年 1 月 1 3 日から施行する。

( 失効 )

2 この要綱は、地域福祉計画が公表された日をもって、その効力を失う。

別 表

No	カテゴリー	人数	NO	カテゴリー	人数
1	高齢者福祉施設従事者	1 名	13	地区社会福祉協議会	2 名
2	在宅介護支援センター・ケアマネジャー	1 名	14	男女平等参画・女性団体関係者	1 名
			15	教育関係者(教員等)	1 名
3	高齢者福祉サービス利用者	1 名	16	P T A	1 名
4	障害福祉施設従事者	1 名	17	民生委員・児童委員	1 名
5	障害者福祉サービス利用者	1 名	18	主任児童委員	1 名
6	児童福祉施設従事者	1 名	19	権利擁護事業関係者	1 名
7	児童福祉サービス施設利用者 ( 父母会 )	1 名	20	親の会関係者	1 名
			21	高齢者クラブ関係者	1 名
8	専業で子育てをしている主婦・主夫	1 名	22	自治会・町内会関係者	1 名
			23	商工会議所関係者	1 名
9	N P O ・ボランティア	2 名	24	市民( 公募 )	5 名
10	医師( 内科・外科・整形外科・歯科等 )	1 名			
11	薬剤師・保健師・看護師	1 名			
12	佐倉市社会福祉協議会職員	1 名			

資料 4

佐倉市地域福祉計画策定庁内検討会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法第107条に規定する地域福祉計画の策定に関し、庁内関係各課の意見を調整するため、佐倉市地域福祉計画策定庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 佐倉市地域福祉計画策定作業部会が作業し佐倉市地域福祉計画策定庁内研究会が検討した成果について検討を加え、佐倉市地域福祉計画策定懇話会において検討する事項を決定すること
- (2) その他検討会の設置目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 検討会の会員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 検討会に会長及び副会長を置き、会長は、福祉部長の職にある者をもってこれに充て、副会長は、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者及び関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年1月13日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、佐倉市地域福祉計画が公表された日をもって失効する。

別表

会員

企画政策部

政策調整課長

市民部

市民生活課長

人権推進課長

福祉部

福祉部長

高齢者福祉課長

介護保険課長

障害福祉課長

子育て支援課長

児童家庭課長

健康増進課長

地域医療課長

教育委員会

生涯学習課長

指導課長

資料 5

佐倉市地域福祉計画策定庁内研究会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法第107条に規定する地域福祉計画の策定に関し、庁内関係各課の意見を調整するため、佐倉市地域福祉計画策定庁内研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 研究会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 佐倉市地域福祉計画策定作業部会（以下「作業部会」という。）の作業を補佐すること。
- (2) 作業部会が行った作業の成果に検討を加えること。
- (3) その他研究会の設置目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 研究会の会員は、別表に掲げる者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 研究会に会長及び副会長を置き、会長は福祉部調整担当の職にある者をもってこれに充て、副会長は、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、研究会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者及び関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 研究会の庶務は、福祉部社会福祉課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年1月13日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、佐倉市地域福祉計画が公表された日をもって失効する。

別表

会員

企画政策部

政策調整課長が推薦する者

市民部

市民生活課長が推薦する者

人権推進課長が推薦する者

福祉部

福祉部調整担当

高齢者福祉課長が推薦する者

介護保険課長が推薦する者

障害福祉課長が推薦する者

子育て支援課長が推薦する者

児童家庭課長が推薦する者

健康増進課長が推薦する者

地域医療課長が推薦する者

教育委員会

生涯学習課長が推薦する者

指導課長が推薦する者

## 資料 6

## 佐倉市地域福祉計画策定懇話会名簿

(敬称略、五十音順) 会長、副会長、グループリーダー

氏名	区分	備考
恵下 均	社会福祉事業経営者・従事者	
黒川 勝喜	市民公募	
佐藤 近延	要支援者の団体関係者	
佐藤 友信	医療関係者	
関根 直也	社会福祉事業経営者・従事者	
高石 惣一郎	自治会・町内会関係者	
徳嵩 陽子	男女平等参画関係者	
富永 ゆみ	生活協同組合関係者	
中村 方	佐倉市民生委員・児童委員協議会	
半谷 光司	商工会議所関係者	
藤谷 良弘	市民公募	
松崎 裕美子	ボランティア団体関係者	
松山 毅	学識経験者	
森田 武則	教育関係者	
谷田部 満	佐倉市社会福祉協議会	

## 資料 7

## 佐倉市地域福祉計画策定作業部会名簿

(敬称略、五十音順) 会長、副会長、グループリーダー

氏名	区分	備考
相澤 昭重	高齢者クラブ関係者	
池田 勝也	障害福祉施設従事者	
市村 慎治郎	根郷地区社会福祉協議会	
伊藤 克洋	薬剤師	H19.1 まで
岩崎 美江子	男女平等参画関係者	H18.4 から
大野 裕子	主任児童委員	
貝沼 憲男	佐倉市社会福祉協議会職員	
片桐 美奈子	男女平等参画関係者	H18.4 まで
工藤 悦子	市民公募	
黒田 啓子	ボランティア	
小松 孝義	P T A	H18.4 まで
小山 成志	教育関係者	
斉藤 直美	親の会関係者	
住吉 アキ子	ボランティア	
高木 晋	市民公募	
高嶋 栄介	障害者福祉サービス利用者	H18.5 から
綱島 文子	市民公募	
坪松 康隆	ユーカーが丘地区社会福祉協議会	
寺田 洋介	高齢者福祉施設従事者	
長島 成幸	児童福祉施設従事者	
中村 繁美	P T A	H18.6 から
鳩貝 尚志	歯科医師	
深沢 孝志	権利擁護事業関係者	
福山 重雄	民生委員・児童委員	
藤井 亮太	市民公募	
松山 順子	市民公募	
渡邊 シゲ子	ケアマネジャー	

## 資料 8

## 佐倉市地域福祉計画策定庁内検討会名簿

会長、副会長

氏 名	所 属	備 考
藤崎 健彦	福祉部長	
薄井 雅行	企画政策部政策調整課長	
澤本 良幸	市民部市民活動推進課長	
内田 節子	市民部人権推進課長	
津森 敬事	福祉部高齢者福祉課長	
仲村 英一	福祉部介護保険課長	
小川 己幸	福祉部障害福祉課長	
矢島 泰三	福祉部子育て支援課長	H19.3 まで
鵜澤 初範	福祉部子育て支援課長	H19.4 から
村田 章子	福祉部児童家庭課長	
大野 直道	福祉部健康増進課長	
高石 泰美	福祉部地域医療課長	
荒井 誠	教育委員会生涯学習課長	H19.3 まで
長名 秀明	教育委員会生涯学習課長	H19.4 から
茅野 達也	教育委員会指導課長	H19.3 まで
川島 正一	教育委員会指導課長	H19.4 から

## 資料 9

## 佐倉市地域福祉計画策定庁内研究会名簿

会長、 副会長

氏 名	所 属	備 考
志田 邦彦	福祉部調整担当	
鈴木 研悟	企画政策部政策調整課	
江波戸 寿人	市民部市民活動推進課	
鈴木 千春	市民部人権推進課	
塩澤 眞二郎	福祉部高齢者福祉課	
青木 和義	福祉部介護保険課	
林 政和	福祉部障害福祉課	
秋葉 恵子	福祉部子育て支援課	H19.3 まで
永山 恵美子	福祉部子育て支援課	H19.4 から
木村 武雄	福祉部児童家庭課	
坂本 信吾	福祉部健康増進課	H19.3 まで
豊福 啓子	福祉部健康増進課	H19.4 から
山本 信博	福祉部地域医療課	H19.3 まで
田辺 勲	福祉部地域医療課	H19.4 から
宇井 清治	教育委員会生涯学習課	
住母家 規夫	教育委員会指導課	

## 資料 10

## 佐倉市地域福祉計画策定事務局名簿

氏 名	所 属	備 考
長名 秀明	福祉部社会福祉課長	H.19.3 まで
矢島 泰三	福祉部社会福祉課長	H.19.4 から
篠原 宏富	福祉部社会福祉課	
石井 厚	福祉部社会福祉課	

## 資料 1 1

## 佐倉市地域福祉計画策定の経過

年月日	会議名称	概要
H18.3.16	作業部会 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付 ・会長、副会長選出 ・学習会</li> <li>・佐倉市地域福祉計画策定方針について</li> <li>・地域福祉活動計画の策定作業との連携について</li> <li>・策定スケジュールについて</li> </ul>
H18.3.23	懇話会 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委嘱状交付 ・会長、副会長選出 ・学習会</li> <li>・佐倉市地域福祉計画策定方針について</li> <li>・地域福祉活動計画の策定作業との連携について</li> <li>・策定スケジュールについて</li> </ul>
H18.4.7	作業部会 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・懇話会第1回会議の報告</li> <li>・地域福祉活動計画の策定委員会および作業部会の活動概要</li> <li>・両計画の作業部会の合同の仕方について</li> <li>・「佐倉市福祉ビジョン」についてのフリートーク</li> </ul>
H18.5.1	合同作業部会 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合同作業部会のスケジュールと作業内容について</li> <li>・学習会（作業部会の今後の方向）</li> <li>・合同作業部会WGごとに会議</li> </ul>
H18.5.29	研究会 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定経過、作業部会の今後の方向について</li> <li>・研究会員の作業部会WGのメンバーに入ることにについて</li> </ul>
H18.5.31	合同作業部会 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合同作業部会WGの活動内容、スケジュール</li> <li>・広報タウンミーティング合同作業WGの設置</li> <li>・生活課題の切り分け作業「公」「協」「民」「その他」</li> </ul>
	作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合同作業部会WG解散後の地域福祉計画作業部会のWG編成について</li> </ul>
H18.6.12	合同作業部会 (第3回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会資源マップ作りについて</li> <li>・合同作業部会各WGの活動報告、確認</li> <li>・生活課題一覧表の両計画で取り扱う課題の確認</li> <li>・合同作業部会WGを解散</li> <li>・学習会（課題の分析、解決策について）</li> </ul>
	作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域福祉計画作業部会のWG編成 「高齢者関連」「子育て・教育関連」「障害者・介護関連」の3グループに編成</li> </ul>
H18.6.22	検討会 (第1回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業部会の活動状況</li> <li>・生活課題の抽出結果</li> <li>・タウンミーティングについて</li> <li>・タウンミーティングまでの予定</li> </ul>

H18.6.24	懇話会 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業部会の活動状況</li> <li>・生活課題の抽出結果</li> <li>・タウンミーティングについて</li> <li>・タウンミーティングまでの予定</li> </ul>
H18.7.7	作業部会 (第3回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・懇話会、広報タウンミーティングWGの会議報告</li> <li>・各WGの作業の進捗状況</li> <li>・生活課題の追加</li> <li>・今後の作業内容、日程</li> <li>・福祉課題のまとめ方</li> <li>・各WGごとにグループ討議</li> </ul>
H18.7.18	研究会 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題分析ワークシートのチェックについて</li> <li>・計画書のグランドデザイン(目次案、骨子案の案)および執筆分担について</li> <li>・地域福祉計画で目指す将来像(基本理念)について</li> <li>・福祉圏域について</li> </ul>
H18.7.28	研究会 (第3回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後のスケジュール</li> <li>・計画書のグランドデザイン(目次案、骨子案の案)および執筆分担について</li> <li>・地域福祉計画で目指す将来像(基本理念)について</li> </ul>
H18.8.1	作業部会 (第4回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題分析ワークシートを分類して、基本目標とすべきキーワードを「安全なまちづくり」「連携」「支えあい」「情報」に設定</li> <li>・上記キーワードにより作業部会を4WGに再編成</li> <li>・計画のグランドデザイン及び執筆分担について</li> </ul>
H18.8.24	研究会 (第4回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐倉市地域福祉計画骨子案の案について</li> <li>・「課題分析ワークシート」の検討結果について</li> <li>・タウンミーティングについて(企画(案)、PRチラシ、人員の協力について)</li> </ul>
H18.8.26	福祉ビジョン の発表会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報告事項(提案書、タウンミーティング企画(案)、等)</li> <li>・作業部会4WGによる基本目標(案)福祉ビジョンの発表</li> <li>・作業部会員個人による福祉ビジョンの発表</li> </ul>
H18.8.28	検討会 (第2回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タウンミーティングについて(企画(案)、PRチラシ、各会場実行委員会に関係課職員が参加)</li> <li>・提案書の取り扱い(「市民の声届けます」「出前調査WG提言」)</li> <li>・佐倉市地域福祉計画骨子案の案について(計画のグランドデザイン、4WGの基本目標(案))</li> </ul>

H18.9.1	懇話会 (第3回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業部会、研究会、検討会の経過報告</li> <li>・タウンミーティングについて(企画(案)、PRチラシ、懇話会委員の中から実行委員の推薦)</li> <li>・佐倉市地域福祉計画骨子案の案について(計画のグランドデザイン、WGの経過、地域福祉計画で目指す将来像、等)</li> <li>・「市民の声届けます(案)」「出前調査WG提言(案)」について</li> </ul>
H18.9.7	作業部会 (第5回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉ビジョン発表会、検討会、懇話会の会議報告</li> <li>・タウンミーティングについて</li> <li>・「協働」の取り扱いについて</li> <li>・各WGが基本目標ごとの案を執筆・文章化することの確認、次回作業部会で全体のすり合わせ</li> </ul>
H18.9.13	合同作業部会 (第4回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「協働」の取り扱いについて</li> <li>・各会場ごとのタウンミーティング実行委員会の設置について</li> <li>・各実行委員会に分かれての討議</li> </ul>
H18.9.30	作業部会 (第6回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本目標の説明文(骨子案の案8ページ)の記載について(グループ討議)</li> <li>・基本目標以下の文章(骨子案の案第4章)の調整(全体討議)</li> <li>・指摘箇所の確認修正(グループ討議)</li> </ul>
H18.10.6	合同作業部会 (第5回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タウンミーティング説明する両計画の骨子案及び配布資料について</li> <li>・タウンミーティングの最終企画案について</li> <li>・タウンミーティングのリハーサル会のご案内</li> </ul>
H19.10.12	研究会 (第5回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐倉市地域福祉計画骨子案の検討(パワーポイントによる原案を討議して修正)</li> </ul>
H18.10.16	検討会 (第3回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐倉市地域福祉計画骨子案について</li> <li>・佐倉市地域福祉計画で目指す将来像について</li> <li>・「市民の声届けます(案)」「出前調査WG提言(案)」について</li> </ul>
H18.10.19	懇話会 (第4回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐倉市地域福祉計画骨子案について</li> <li>・佐倉市地域福祉計画で目指す将来像について</li> <li>・「市民の声届けます(案)」「出前調査WG提言(案)」について</li> </ul>
H18.10.29	タウンミーティング (第1回)	<p>場所：和田ふるさと館</p> <p>時間：午後1時30分から午後4時30分まで</p>
H18.11.5	タウンミーティング (第2回)	<p>場所：中央公民館</p> <p>時間：午後1時30分から午後4時30分まで</p>
H18.11.11	タウンミーティング (第3回)	<p>場所：志津コミュニティーセンター</p> <p>時間：午後1時30分から午後4時30分まで</p>

H18.11.12	タウンミーティング (第4回)	場所：間野台小学校 時間：午後1時30分から午後4時30分まで
H18.12.7	作業部会 (第7回)	・タウンミーティング結果報告 ・作業部会の今後のすすめ方
H19.1.18	研究会 (第6回)	・佐倉市地域福祉計画素案第1章、第2章のたたき台 ・(仮称)地域福祉推進会議について ・「協働」の定義について ・公共施設を地域住民が活動拠点として利用することについて
H19.1.18	検討会 (第4回)	・佐倉市地域福祉計画素案第1章、第2章のたたき台 ・(仮称)地域福祉推進会議について ・「協働」の定義について ・公共施設を地域住民が活動拠点として利用することについて
H19.1.29	懇話会 (第5回)	・佐倉市地域福祉計画の第1章、第2章について ・地域福祉推進圏域について
H19.2.9	作業部会 (第8回)	・各WGの作業の進捗報告 ・重複する内容の調整 ・書き方の調整 ・1章、2章の意見 ・協働の会議の報告
H19.2.14	研究会 (第7回)	・素案第1章、第2章について ・素案第4章について ・協働の会議の報告
H19.2.14	検討会 (第5回)	・素案第1章、第2章について ・素案第4章について ・協働の会議の報告
H19.3.12	研究会 (第8回)	・策定スケジュールの変更について ・素案第3章について ・素案第4章について ・素案第5章について
H19.3.14	検討会 (第6回)	・策定スケジュールの変更について ・素案第3章について ・素案第4章について ・素案第5章について
H19.3.16	作業部会 (第9回)	・素案第3章、第5章について(原案作成経過、内容、研究会・検討会意見) ・素案第4章について(研究会・検討会意見)

H19.3.29	懇話会 (第6回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・策定スケジュールの変更について</li> <li>・素案第1章、第2章について</li> <li>・素案第3章、第5章について</li> <li>・素案第4章について</li> </ul>
H19.4.24	研究会 (第9回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・懇話会意見に基づく素案の修正点</li> <li>・第3章 3.地域福祉推進圏域について</li> <li>・通常および緊急時の情報収集・共有化のイメージ図について</li> </ul>
H19.5.1	検討会 (第7回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・懇話会意見に基づく素案の修正点</li> <li>・第3章 3.地域福祉推進圏域について</li> <li>・通常および緊急時の情報収集・共有化のイメージ図について</li> </ul>
H19.5.18	懇話会 (第7回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・佐倉市地域福祉計画の素案について 変更点 「基本目標4 2安全を守る情報のしくみ」の文中の図の 取扱いについて 資料編の取り扱いについて</li> </ul>
H19.7.31	懇話会 (第8回)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・素案の目次</li> <li>・素案第1章～第5章の修正点</li> <li>・素案のレイアウト</li> <li>・素案資料編</li> </ul>

#### ワーキンググループ（WG）の作業経過

平成18年6月から7月まで

佐倉市地域福祉計画策定作業部会は「高齢者関連」「子育て・教育関連」「障害者・介護関連」の3ワーキンググループに編成し、生活課題分析の分析作業を行いました。

各WGは、4回から6回の活動を行いました。

平成18年8月から10月まで

佐倉市地域福祉計画策定作業部会は、「安心・安全なまちづくり」、「支えあい」、「情報」、「連携」のキーワードで4ワーキンググループに再編成し、骨子案の作成作業を行いました。

各WGは、4回から6回の活動を行いました。

平成18年12月から平成19年3月まで

タウンミーティング後、作業部会の4ワーキンググループに懇話会、検討会、研究会のメンバーが加わってワーキンググループを再編成し、素案の作成作業を行いました。

各WGは、6回から7回の活動を行いました。

## 資料 1 2

## 住民座談会開催実績

開催日 (平成18年)	時間	地区社協名	開催場所	参加者人数 ( )内は委員会 関係者内訳	生活課題 件数
1月28日(土)	15:00～ 17:00	臼井東	臼井公民館	59(10)	161
2月5日(日)	13:00～ 15:30	根郷	松が丘第2自治会館	64(6)	12
2月19日(日)	13:00～ 15:30	根郷	太田青年会館	37(2)	
2月19日(日)	13:00～ 15:30	佐倉東部	中央公民館	55(9)	39
2月25日(土)	10:00～ 12:00	ユーカリが丘 第2ブロック	西部地域福祉センター	25(5)	56
2月26日(日)	10:00～ 12:00	ユーカリが丘 第4ブロック	志津小体育館	25(5)	33
2月26日(日)	14:00～ 16:00	弥富	佐倉市農村婦人の家	20(5)	21
2月26日(日)	15:30～ 16:00	王子台	臼井公民館	80(7)	48
3月5日(日)	13:30～ 15:30	千代田	千代田荘	52(6)	23
3月5日(日)	10:00～ 12:00	ユーカリが丘 第3ブロック	宮ノ台会館	28(6)	47
3月5日(日)	10:00～ 12:00	ユーカリが丘 第1ブロック	小竹小地域学習室	38(5)	52
3月11日(土)	9:30～ 12:00	志津	西部地域福祉センター	65(6)	139
3月18日(土)	13:30～ 15:30	臼井	臼井田自治会館	81(7)	144
3月19日(日)	14:30～ 16:00	西志津	西部地域福祉センター	44(6)	27
3月19日(日)	13:30～ 15:00	和田	和田ふるさと館	38(4)	82
3月21日(火)	13:30～ 15:30	内郷	佐倉コミュニティセン ター	28(6)	30
3月25日(土)	13:00～ 15:00	志津南	西部地域福祉センター	36(7)	46
3月26日(日)	11:30～ 12:30	佐倉西部	中央公民館	30(6)	26
「あなたの声を届けてください」アンケート					4957
合 計				805(108)	《904》 5943

《 》内は項目数

資料 1 3

出前調査ヒアリング先リスト

- 1 . 中核地域生活支援センター・すけっと
- 2 . ケアマネジャー
- 3 . 佐倉子育て応援団
- 4 . 佐倉手をつなぐ育成会
- 5 . 佐倉白翠園
- 6 . シルバー人材センター
- 7 . 佐倉市精神障害者家族会「かぶらぎ会」
- 8 . N P O 法人ユーカリサンシャイン
- 9 . 佐倉市母子寡婦福祉連合会
- 1 0 . 老後を支えあう仲間の会「ミニデイサロン白井」
- 1 1 . 佐倉市ろう者協会
- 1 2 . 肢体不自由児者と父母の会
- 1 3 . 佐倉市視覚障害者会